

和 泊 町

地球温暖化防止実行計画

【区域施策編】

令和6（2024）年3月

目 次

第 1 章 計画の意義と位置付け

1 計画策定の意義と背景	2
(1)地球温暖化の科学的知見	2
(2)社会の動向	3
(3)区域施策編策定の背景	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画の対象	8
(1)対象の範囲	8
(2)対象とする温室効果ガスと部門	8
4 計画期間と目標年度	9
5 基準年度	14
6 基準係数等	14

第 2 章 和泊町の現状と地域特性

1 地域特性	11
2 気象概況	11
3 人口	12
4 環境に関するこれまでの取り組み	12
5 気候変動の影響と対応策	12

第 3 章 温室効果ガス排出状況と将来推計・目標

1 温室効果ガスの算定方法	16
(1)産業部門、業務その他部門、家庭部門の算定方法	16
(2)運輸部門の算定方法	16
(3)一般廃棄物の算定方法	16
(4)森林吸収の算定方法	16
2 温室効果ガスの算定結果	16
3 温室効果ガスの発生源分析	18
4 温室効果ガスの将来推計と削減目標	19
(1)将来推計の方法	19
(2)将来推計に用いたパラメータの設定方法	20
(3)将来推計の結果と削減目標	21

第4章 温室効果ガス削減等に関する対策

1 温室効果ガス排出削減に向けた方針と対策	24
2 再生可能エネルギー導入の現状と目標	24
(1)再生可能エネルギーの導入状況	24
(2)再生可能エネルギーのポテンシャル調査と和泊町の特性	25
(3)国の再エネ導入方針	26
(4)2050 年における再エネ導入目標	26
3 省エネ度行動計画	27
(1)将来推計の方法	19
(2)将来推計に用いたパラメータの設定方法	27
(3)将来推計の結果と削減目標	27
4 温室効果ガスの将来推計と削減目標	27
(1)家庭での省エネ取り組み	27
(2)産業・業務部門での省エネ取り組み	29
(3)森林活動の取り組み	31

第5章 推進体制及び進捗管理

1 推進体制	32
2 進捗管理	33

用語集

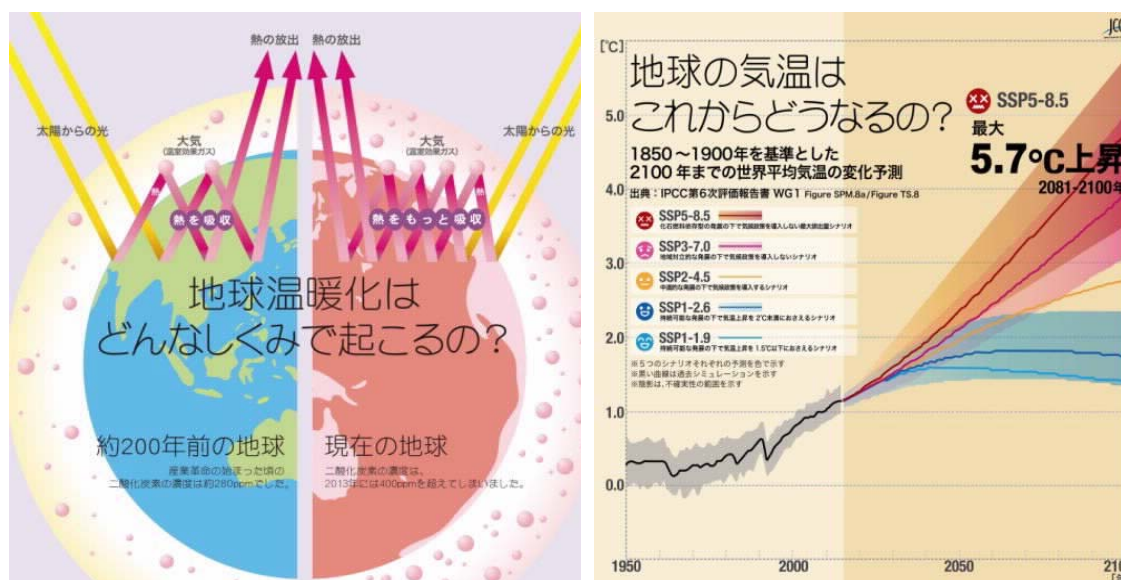
第1章 計画の意義と位置付け

1. 計画策定の意義と背景

(1) 地球温暖化の科学的知見

地球は、太陽からの光によって暖められ、暖められた地表面から熱が放出されます。この熱を二酸化炭素などの「温室効果ガス」が吸収し、大気が暖められることにより、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。

しかし、産業革命以降、大量の化石燃料を燃やしてエネルギーを消費するようになり、その結果、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇を続け、温室効果がこれまでよりも強くなり、地表からの放射熱を吸収する量が増え、地球全体が温暖化しています。「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第 6 次評価報告書によると、2100 年の世界地上平均気温は、1850-1900 年と比較して最大 5.7℃上がると予測されています。

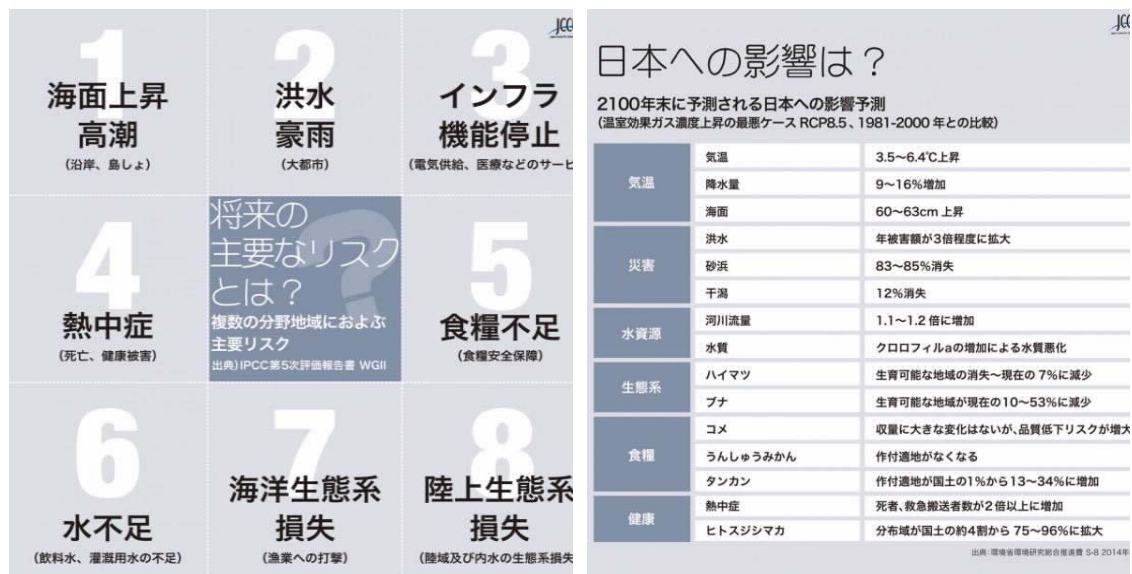


出典)全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じ、その影響は和泊町にも現れています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策に取り組んでいく必要があります。

IPCC 第 5 次評価報告書では、将来的リスクとして「気候システムに対する危険な人為的干渉」による深刻な影響の可能性が指摘されています。確信度の高い複数の分野や地域に及ぶ主要なリスクとして、海面上昇や洪水・豪雨、食料不足、生態系の損失などが挙げられています。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁の共同で、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」が作成されており、農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活に関して、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。



出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

(2) 社会の動向

① パリ協定

国際的な動きとしては、2015(平成 27)年 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、2020(令和 2)年以降の気候変動抑制に関する国際的枠組みとなる「パリ協定」が採択され、2016(平成 28)年 11 月に発効し、2020(令和 2)年に実施段階に入りました。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前の水準に比べて2℃以内より十分に下回るよう抑えること並びに 1.5℃までに制限するための努力を継続するという「緩和」に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに強靱性を高めるという「適応」も含め、気候変動の脅威への対応を世界全体で強化することを目的としています。

これにより、先進国だけでなく途上国を含む世界の国々が、目標達成に向けた取り組みを実施することになり、1997(平成 9)年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。



出典) 経済産業省、資源エネルギー庁、今さら聞けない「パリ協定」

② 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【持続可能な開発目標(SDGs)】

2015(平成 27)年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、国際社会が抱える包括的な課題に喫緊に取り組むための画期的な合意となりました。

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17 のゴール(目標)と 169 のターゲット、232 の指標が掲げられ、達成のためには、国家レベルだけでなく、町民、事業者及び行政などの社会の多様な主体が連携して行動していく必要があります。

また、SDGs の 17 のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1 つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益(マルチベネフィット)を目指すという特徴を持っています。

そのため、本町の再エネ導入戦略策定においても、SDGs の達成と深い関わりがあることを認識し、持続的発展が可能な社会の実現に寄与していくことが求められています。



出典)外務省、SDGs のロゴダウンロードより利用

③ 2050 年カーボンニュートラル宣言

国内の動向として、2020(令和 2)年 10 月に、菅首相(当時)は所信表明演説のなかで、「我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この演説のなかで、「もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではない」としたうえで、「積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」とし、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションの実用化を見据えた研究開発の加速、環境問題を解決するための事業

に向けたグリーン投資の普及や環境分野のデジタル化、省エネの徹底や再エネの最大限の導入を目指すことを表明しました。

この所信表明演説に基づき、政府では、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、長期戦略の見直しの議論が加速しています。



出典)首相官邸のホームページより抜粋、国・地方脱炭素実現会議(令和3年6月9日)

④ 温室効果ガスの削減目標

2021(令和3)年10月22日、地球温暖化対策計画が閣議決定されました。日本は、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減(2013年度比)を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、改訂された地球温暖化対策計画は、この新たな削減目標も踏まえて策定したもので、二酸化炭素以外も含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描いています。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典)環境省、地球温暖化対策計画より抜粋(令和3年10月22日)

(3) 区域施策編策定の背景

地球温暖化防止実行計画区域施策編とは、地球温暖化対策の推進のため、地方公共団体が、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項を定める計画です。「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「温対法」という。)第21条第3項及び第4項に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は策定することが義務付けられており、その他の市町村についても策定するよう努めることとされております。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 省略

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項

三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5～17 省略

2. 計画の位置づけ

本計画は、温対法第19条に基づく「地方公共団体実行計画」として位置づけ、国や県が進める地球温暖化対策や町の上位計画であります「第6次和泊町総合振興計画」等との整合性を図ります。

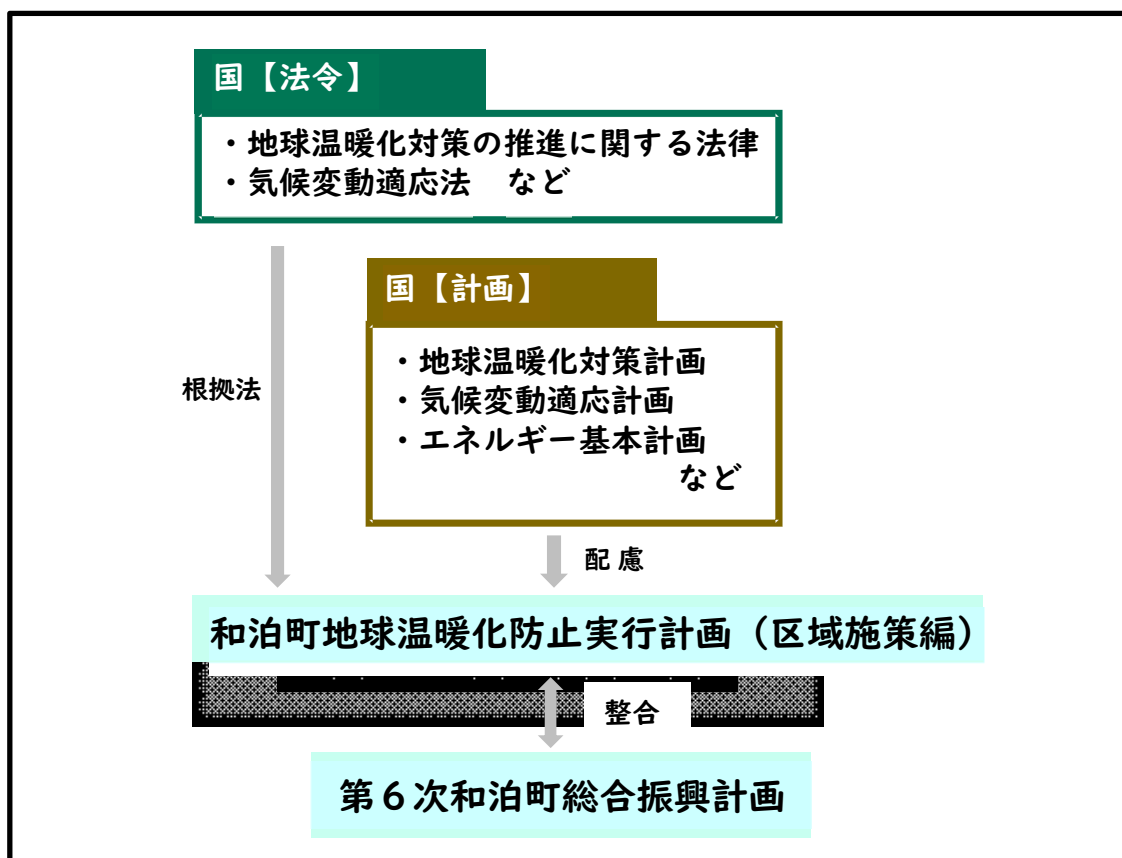
地球温暖化対策の推進に関する法律第19条

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

他の計画との関係



3. 計画の対象

(1) 対象の範囲

本計画の対象範囲は和泊町全域とし、対象者は町民・事業者・行政の全てとします。

(2) 対象とする温室効果ガスと部門

温対法第2条第3項では7種類の温室効果ガスが定められていますが、日本の温室効果ガスの92%が二酸化炭素となっており、また、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」においては、エネルギー起源二酸化炭素(CO₂)及び非エネルギー起源（一般廃棄物）を把握することが望まれていることから、本戦略の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)とします。対象部門は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門とします。

温室効果ガスの種類(温対法第2条第3項)

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	電機の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排気量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン(CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり25倍の温室効果がある。	
一酸化炭素(N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり12～14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり7,390～17,340倍の温室効果がある。	
六フッ化硫黄(SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり22,800倍の温室効果がある。	
三フッ化窒素(NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。(地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり17,200倍の温室効果がある。	

対象部門と温室効果ガスの推計方法

部門・分野		推計対象	推計方法
産業部門	製造業	○	都道府県別按分法
	建設業・鉱業	○	都道府県別按分法
	農林水産業	○	都道府県別按分法
業務その他部門		○	都道府県別按分法（実績値活用） （公共施設は実績値を活用）
家庭部門		○	都道府県別エネルギー種別按分法
運輸部門	自動車（貨物）	○	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法
	自動車（旅客）	○	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法
	鉄道	×	－（不必要）
	船舶	×	－（不必要）
	航空	×	－（不必要）
エネルギー転換部門		×	－（火力発電所等がないため）
廃棄物分野（焼却処分）		○	一般廃棄物処理実態調査より非工ネ起 CO2を推計

4. 計画期間と目標年度

本計画の目標年度は、国の目標を踏まえ、2013(平成 25)年度を基準年度とし、中期目標を 2030(令和 12)年度、長期目標を 2050(令和 32)年度に設定します。なお、環境、社会情勢が変化することを考慮し、現時点で想定される地域再エネ導入目標を設定します。

第 2 章 和泊町の現状・地域特性 と課題

1. 地域特性

沖永良部島は、古くは琉球国に属し(1266 年～1609 年)、現在でも沖縄との交流は深く、生活文化面には琉球文化が色濃く残っています。

琉球服属は 340 年続き、1609 年薩摩の琉球支配に伴い、本島は薩摩藩の直属領になりました。薩摩直属は 1871 年の廃藩置県まで 260 年間続きました。

薩摩の国父・島津久光公の怒りに触れた西郷隆盛翁は 1 年 7 ヶ月牢生活を送られ、その間、若者に学問を教え、更には「敬天愛人」の思想を確立した地として知られています。翁の教えが島の教育、文化に大きな影響を与え、祖先を敬い、勤労を尊び、明るく豊かな心を育み、花を愛で育てる風土が先人たちから受け継がれています。

1908 年(明治 41 年)4 月、島しょ町村制が実施され、本島は和泊村と知名村に区分、1941 年(昭和 16 年)5 月 1 日、和泊村に町制が施行され和泊町になりました。

その後、第 2 次世界大戦が勃発し、1945 年敗戦により 1946 年 1 月 28 日祖国から分離され、1953 年(昭和 28 年)12 月 25 日祖国復帰しました。

和泊町は『活力と潤いと魅力あふれる花の町』として、花き園芸を中心に生産性の高い農業に取り組むとともに、恵まれた地域資源を活用したタラソテラピー施設を整備し、『心と体と癒しの島』づくりにも取り組んでおります。

そして『敬天愛人』の理念で培われた町民性は、人情味あふれる町としても知られています。

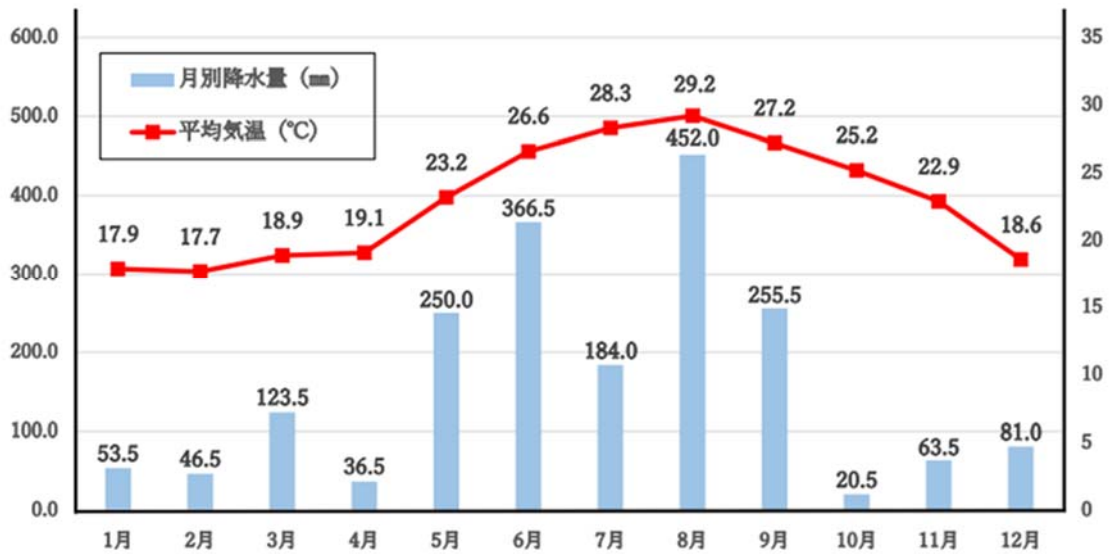
人づくり、土づくり、健康づくり、花づくりの町民 4 大運動を合言葉に更なる発展を目指しています。



和泊町の海岸

2. 気象概況

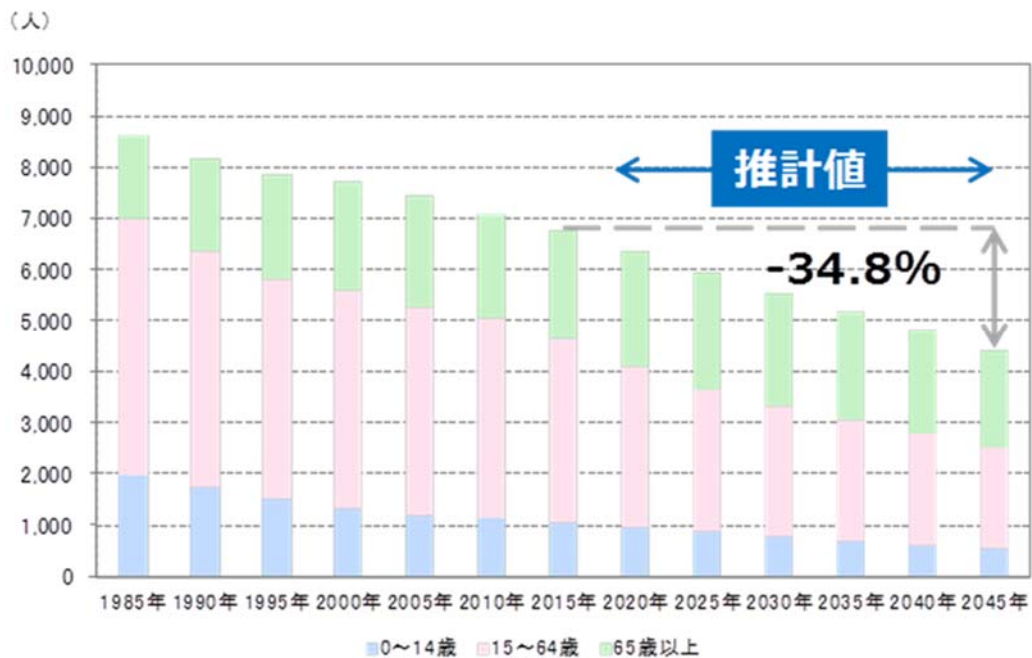
和泊町は年間を通じて温かな気候となっています。また、降水量に関しては夏場の台風の影響を受け、降水量が多くなっている時期があります。



和泊町の平均気温と平均降水量

3. 人口

わが国では、東京一極集中型の人口流入状態が続いており、首都圏の人口が増加する一方で、地方においては若年層の人口流出と急速な少子高齢化による人口減少に歯止めが効かず、地域の衰退を招いています。和泊町も例外ではなく域経済循環分析の結果から 2045 年の人口は約 4300 人まで減少すると予想されており、生活関連サービスの縮小や行政サービス水準の低下、空き家・空き店舗の増加、地域コミュニティ機能の低下など、様々な影響が懸念されています。



出典)地域経済循環分析ツールより抜粋統計資料編、平成 28 年度

4. 環境に関するこれまでの取り組み

和泊町ではこれまでに環境に関する様々な取り組みを行ってきました

①むうるほうらしゃプロジェクト

「むうるほうらしゃ」とは方言で「みんな喜ぶ」を意味し、自転車を利用しやすい交通環境づくりを行い自転車の活用を推進することで、町民の健康増進を図るとともに、車から自転車への移動手段の移行による環境負荷の低減を図るプロジェクトです。



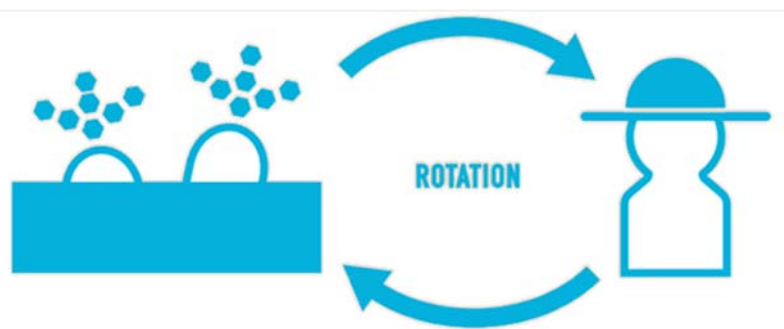
②まちゅんどプロジェクト

「まちゅんど」とは方言で「待っています」を意味し、子どもたちが、島の歴史、文化、自然、特徴、魅力に触れる「郷土学」と、島にある仕事や島に必要な仕事を知る「職業学」について学ぶプロジェクトです。この学びを通じて未来を担うための「人づくり」と、島を離れても継続的に島とのつながりを持つ「関係づくり」、島に戻ってきたくなる「場所づくり」を行い、若者が島に帰ってくる環境構築を目指します。再生可能エネルギーの導入・利活用に関しても子どもたちが学ぶことによって、島のエネルギーの在り方や脱炭素化の重要性を島での体験を通じて、学んでももらいたいと考えています。



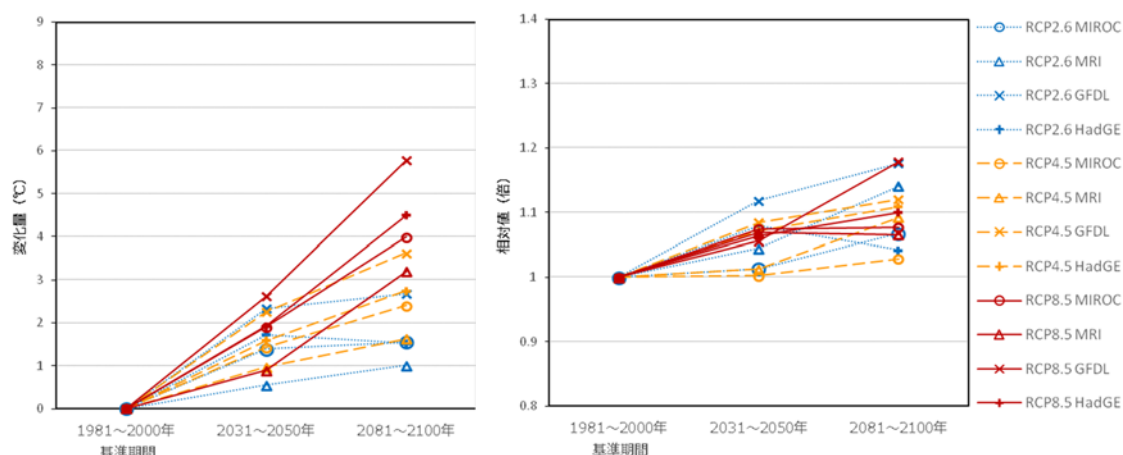
③みへでいろプロジェクト

「みへでいろ」とは方言で「ありがとう」を意味し、島の自然の恵みに感謝をしながら資源を有効に活用し、農林水産業の活性化を図り次世代へつなぐ生業へと進化させるプロジェクトです。地産地消による島内自給率の向上を図り、台風などで物資が届かないときも生鮮食料が確保できる、災害にも強いまちづくりにつなげる目的もあります。



5. 気候変動の影響と対応策

気候変動適応情報プラットフォームのツールを活用して、鹿児島県の気温と降水量の将来予測を把握しました。その結果は下記の通りですが 2050 年には気温が今より約 2℃ 高くなる予想となっています。また、降水量に関しても 2050 年には今より約 1.1 倍も増加する予想が算出されており、今後、気候変動に伴う様々な影響が発生することが予想されます。



鹿児島県の気温と降水量の将来予測 出典)気候変動適応情報プラットフォームより抜粋

気温が上昇することによって、様々な影響が予想されています。温室効果ガスが今後増加したときに予想される世界的な温暖化の影響と、気温の関係をまとめた図です。和泊町においては、農作物収穫量の大幅な減少、熱中症患者の増加が想定されます。



出典)全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

第 3 章 温室効果ガス排出状況と 将来推計・目標

1. 温室効果ガスの算定方法

2021 年 3 月に作成された地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルを踏まえ、鹿児島県のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を活動指標で按分する方法を採用し、新たに域内からの温室効果ガス排出量の推計を行いました。

(1) 産業部門、業務その他部門、家庭部門の算定方法

「都道府県別エネルギー消費統計」における鹿児島県データをもとに標準的手法とされる活動指標(総生産額、製造品等出荷額、世帯数)による按分により、本町のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を推計しています。

(2) 運輸部門の算定方法

「自動車燃料消費量調査」における鹿児島県のエネルギー使用量をもとに自動車保有台数による按分により本町のエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を推計しています。

(3) 一般廃棄物の算定方法

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルに記載のある廃プラの割合と和泊町から発生する一般廃棄物の処理量を活用し、温室効果ガス排出量を推計しています。

(4) 森林吸収の算定方法

地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアルに記載のある森林吸収 1ha の吸収量と林野庁が公開している和泊町の森林面積を乗じることで推計しています。

2. 温室効果ガスの算定結果

産業部門の算定方法と算定結果

部門	分野	試算可能 年度	算定方法	CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年
産業部門	農林水産業	2018 年	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の鹿児島県データから、農林水産業全体の CO ₂ 排出量を、「町内総生産額」(県民経済計算:鹿児島県)を使って按分した。 農林水産業 CO ₂ 排出量(和泊町) = 農林水産業の CO ₂ 排出量(鹿児島県)× 農林水産業の町内総生産額/農林水産業の 県内総生産額	6,159

	建設業・鉱業	2018 年	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の鹿児島県データから、建設業・鉱業全体の CO₂ 排出量を、「町内総生産額」(県民経済計算:鹿児島県)を使って按分した。 建設業・鉱業 CO₂ 排出量(和泊町) = 建設業・鉱業 CO₂ 排出量(鹿児島県) × 建設業・鉱業の町内総生産額 / 建設業・鉱業の県内総生産額	563
	製造業	2018 年	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の鹿児島県データから、製造業中分類ごとの CO₂ 排出量を、「町内総生産額」(県民経済計算:鹿児島県)を使って按分した。 製造業 CO₂ 排出量(和泊町) = Σ 製造業中分類の CO₂ 排出量(鹿児島県) × 製造品出荷額等(和泊町) / 製造品出荷額等(鹿児島県)	1,062

民生部門の算定方法と算定結果

部門	分野	試算可能年度	算定方法	CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年
民生部門	業務その他 ※1	2018 年	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の鹿児島県データから、産業標準分類に基づく業務他(第三次産業)の CO₂ 排出量を、「町内総生産額」(県民経済計算:鹿児島県)を使って按分した。 業務その他部門 CO₂ 排出量(和泊町) = 業務他(第三次産業)部門 CO₂ 排出量(鹿児島県) × Σ 第3次産業の産業標準分類の町内総生産額 / 第3次産業の産業標準分類の県内総生産額	6,980
	家庭部門	2018 年	「都道府県別エネルギー消費統計」(資源エネルギー庁)の鹿児島県データから、家庭の CO₂ 排出量を、「世帯数」(住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数:総務省)を使って按分した。 家庭部門 CO₂ 排出量(和泊町) = 民生家庭の CO₂ 排出量(鹿児島県) × 町内世帯数 / 県内世帯数	6,298

※1 電気ガス熱供給水道業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、他サービス業、公務、業種不明・分類不能の15の業種が含まれる。

運輸部門と廃棄物部門の算定方法と算定結果

部門	分野	試算可能 年度	算定方法	CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年
運輸部門	自動車	2018 年	「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)の 鹿児島県データから、「自動車保有台数」 (鹿児島県市区町別主要統計指標)を使っ て按分した。 自動車 CO ₂ 排出量(和泊町) = Σ 鹿児島県の車種別燃料消費量×町内 車種別自動車保有台数/県内車種別自動 車保有台数	11,710
廃棄物部門	一般廃棄物	2018 年	1 人あたりのごみの排出量に対してプラス チック類等の割合(ごみ組成分析結果)よ り焼却分を算定したのち、固形分割合、排 出係数を乗じて算出。	837

森林吸収の算定方法と算定結果

部門	分野	試算可能 年度	算定方法	CO ₂ 排出量 t-CO ₂ /年
森林吸収	森林吸収	2018 年	和泊町の森林面積と森林 1ha 当たりの CO ₂ 吸収量(2t-CO ₂ /ha・年)を乗じて 算出した。 森林吸収量(和泊町) = 和泊町の森林面積(ha) × 2t- CO ₂ /ha・年	606

3. 温室効果ガスの発生源分析

和泊町の特長として、全体的に化石燃料由来の温室効果ガスの排出量が多いことがわかります。そのため、温室効果ガスの排出量を削減していくためには、省エネの促進と再生可能エネルギーの導入促進が有効な手段であると考えられます。

各分野の電気由来と化石燃料由来の温室効果ガスの排出量の割合

分野	電気由来		化石燃料由来	
	t-CO ₂ /年	%	t-CO ₂ /年	%
農林水産業	381	6.2	5,778	93.8
建設業・鉱業	163.5	29.0	400	71.0
製造業	613.5	57.8	449	42.2
業務その他	4,037.5	57.8	2,943	42.2
家庭	4,713	74.8	1,585	25.2
自動車	0	0.0	11,710	100.0
廃棄物	0	0.0	837	100.0
合計	9,908.5	29.5	23,702	70.5

4. 温室効果ガスの将来推計と削減目標

(1) 将来推計の方法

将来推計の方法として、要因分解法を採用しました。要因分解法は「活動量」×「エネルギー消費原単位」×「炭素集約度」により将来推計を実施する方法です。

今回の将来推計に関しては、活動量のみを変化させて現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量の将来推計を行う方法である「BAU シナリオ」による算定の他に、国が脱炭素に向けた方針として示している省エネ技術の進歩の見込みや電源構成等も反映し、脱炭素シナリオ（国基準）の算定も行いました。

各パラメータの説明

パラメータ	内容・算定方法等	
活動量 (社会経済の変化)	概 要	エネルギー需要の生じる基となる社会経済稼働の指標を指す
	算定方法等	家庭における世帯数や産業部門における製造品出荷額等が該当し、将来推計値等を用いて試算
エネルギー 消費原単位	概 要	活動量あたりのエネルギー消費量を指す
	算定方法等	省エネ法の目標値や ZEB※1 普及率等の将来シナリオを利用して試算
炭素集約度	概 要	エネルギー消費量あたりの CO ₂ 排出量を指す
	算定方法等	再エネ導入目標や熱の再エネ電化の目標量等を用いて試算

※1については P34 を参照ください。

(2) 将来推計に用いたパラメータの設定方法

将来推計をするにあたって、下記のパラメータを変更して、2030 年、2040 年、2050 年を推計しました。

活動量のパラメータの設定方法

部門	参考文献	2050 年までの数値
産業部門	厚生労働省 国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し 2019 年度	2050 年までに実質 GDP が 0.2%成長するという参考値を参照
業務部門	地域経済循環分析	2050 年までに人口が 34.8%減少する値を適用
家庭部門	地域経済循環分析	2050 年までに人口が 34.8%減少する値を適用
運輸部門(自動車)	地域経済循環分析	2050 年までに人口が 34.8%減少する値を適用
廃棄物	地域経済循環分析	2050 年までに人口が 34.8%減少する値を適用

エネルギー消費原単位のパラメータの設定方法

部門	参考文献	2050 年までの数値
産業部門・業務部門	鹿児島県気候危機突破方針	2050 年まで年率平均 2%の省エネを達成することを適用
家庭部門	2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析、国立環境研究所、AIM(アジア太平洋統合評価モデル)プロジェクトチーム	2050 年には 2018 年を基準に 48%の省エネになる見込みを適用
運輸部門(自動車)	2050 年脱炭素社会実現に向けたシナリオに関する一分析、国立環境研究所、AIM(アジア太平洋統合評価モデル)プロジェクトチーム	2050 年までに乗用車は 79%、貨物は 59%のエネルギー消費量の低減を適用

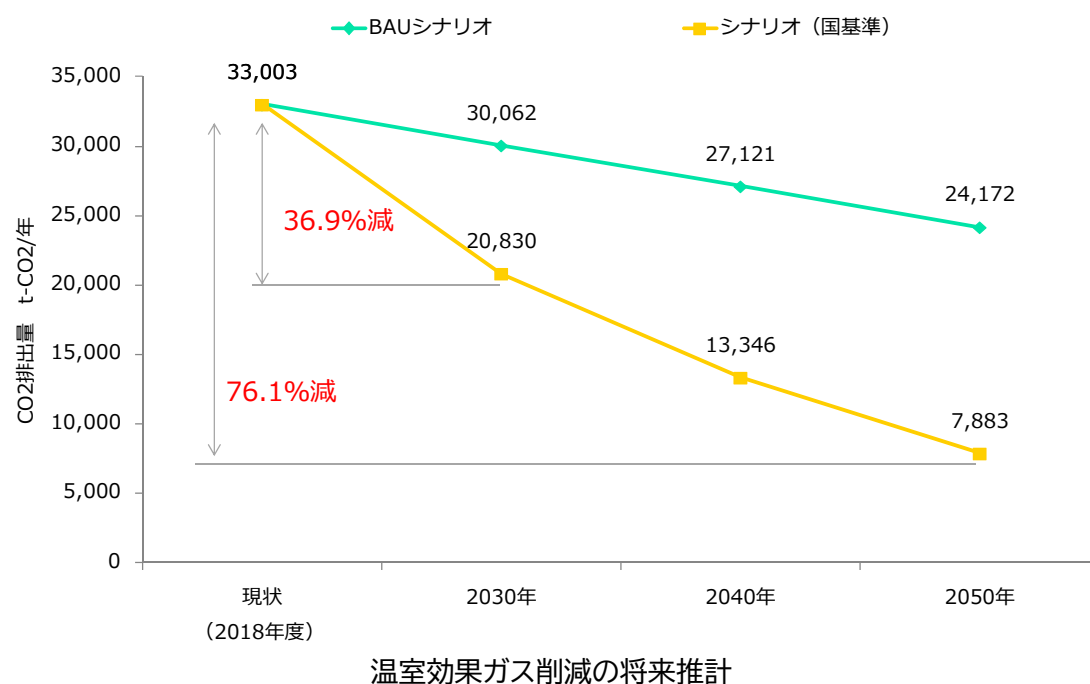
炭素集約度のパラメータの設定方法

部門	参考文献	2050 年までの数値
全部門の電気	経済産業省のエネルギー基本計画(2021 年)を採用	2030 年まで 2013 年度比で 46%減、2050 年までに CO ₂ 排出量 0 の値を適用

(3) 将来推計の結果と削減目標

人口や経済成長のみでは 2050 年に脱炭素を達成することは難しいことが示されましたが、省エネ技術が今まで通りに向上していけば、2050 年には脱炭素化に近づくことができることがわかります。また、省エネ技術の進歩に依存するだけでなく、第4章で記載する温室効果ガス削減の取り組みを各分野で推進することで、和泊町での 2050 年脱炭素化(ゼロカーボン)の達成を目指していきます。

和泊町の温室効果ガス排出量の削減目標は下記の通りとします。



★温室効果ガスの削減目標★

2030 年:46%以上の削減達成

2050 年:温室効果ガスの実質排出量ゼロの達成

2050 年の脱炭素化を達成するためには、化石燃料由来の CO2 の排出量が多い和泊町においては、化石燃料の使用量の削減(更なる省エネ)や電化更新、水素転換等を検討・実施することが必要となります。各部門において、どの程度の追加努力を実施すれば残りの CO2 排出量(28.1%)を削減し脱炭素化を達成できるか、追加の対策案を下記の表に整理しました。

2050 年度に向けた追加対策案

部門	シナリオ(国基準)の化石燃料由来の CO2 排出量 t-CO2/年	2050 年度に向けた対策目標	対策後の化石燃料由来の CO2 排出量 t-CO2/年
産業部門	3,687	- 化石燃料由来設備の電化・水素燃料利用への更新(85%更新) - 省エネ化の更なる追求(30%追加)	249
業務部門	1,047	- 化石燃料由来設備の電化・水素燃料利用への更新(90%更新) - 省エネ化の更なる追求(30%追加)	47
家庭部門	537	- オール電化(約 70%の世帯) - ZEH※1 等の導入で省エネ追求(30%追加)	68
運輸部門	2,672	95%が EV(電気自動車)もしくは FCV(燃料電池自動車)	134
廃棄物部門	546	- プラスチックの使用量減(50%減) - CCUS(カーボンリサイクル)の導入	136
小計	8,489	—	634
森林吸収	-606	森林の適切な整備に伴い CO2 吸収量が増加(40%)	-848
合計	7,883	—	-214

※1については P34 を参照ください。

第 4 章 温室効果ガス削減等に関する対策

1. 温室効果ガス排出削減に向けた方針と対策

第3章で掲げた温室効果ガス削減目標を達成するため、以下の方針に基づいて対策を進めていきます。

- ①化石燃料由来のエネルギー消費を、町の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を推進する。
- ②LED 照明や高効率空調機をはじめとする省エネ家電の導入やモビリティの電動化などによりエネルギー消費量の削減を図る。
- ③上記の取組で削減しきれなかった分は、森林吸収量等によりオフセットする。

温室効果ガスの削減に向けた取り組みは、エネルギーの地産地消による域内経済循環を向上させ、地域経済の活性化が期待できます。また、台風常襲地帯である本町においては、上記の取り組みと既存の内燃力機関の発電電力とのエネルギーミックスによる強靱かつ持続可能なエネルギーインフラの構築を図り、地域のレジリエンス強化を図ります。

また、温室効果ガス削減の取り組みを進めていく中で、環境保全に配慮しつつ地域脱炭素化促進事業における「促進区域」の設定にも取り組めます。

2. 再生可能エネルギー導入の現状と目標

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況について調査しました。その結果、和泊町では太陽光発電が1.47MW、風力発電が0.6MWの導入となっています。和泊町における太陽光発電設備の設置は、個人住宅の屋根への設置が主となっております。また、風力発電施設は、町所有の発電設備となっており、公共施設での自家消費と電力事業者への売電を行っております。

再エネ導入状況

項 目	太陽光発電						風力 発電	合計
	10kW 未満	10～ 50kW 未満	50～ 500kW 未満	500～ 1000kW 未満	1000～ 2000kW 未満	2000kW 以上		
導入件数 (件)	81	43	1	0	0	0	1	126
導入容量 (kW)	370	1,000	100	0	0	0	600	2,070

(2) 再生可能エネルギーのポテンシャル調査と和泊町の特性

環境省が公開しているツール「REPOS」を活用して、和泊町内における再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行いました。その結果、和泊町は太陽光発電のポテンシャルが最も高い結果となりました。また、化石燃料由来の温室効果ガスの削減が必要となることから、再生可能エネルギーとして太陽光発電の導入が和泊町の地域特性に最も適しています。

ただし、太陽光発電は景観の問題や土砂災害の問題も合わせ持っているため、設置場所や設置する規模に関しては慎重に進めていく必要があることから、今後は公共施設や住宅などの屋根等に太陽光発電を設置し、自家消費型の太陽光発電の普及促進を目指し、景観を損なわない町づくりを目指していきます。

再生可能エネルギーのポテンシャル調査

分類	種類	規模	単位	供給量	単位
太陽光	賦存量※1	14,000	kW	18,848,000	kWh
	導入ポテンシャル※2	11,000		14,363,000	
	シナリオ別導入可能量※3	4,000		4,951,000	
風力	賦存量	－※4	kW	－	kWh
	導入ポテンシャル	6,000		17,150,000	
	シナリオ別導入可能量	－		－	
	導入ポテンシャル	－		－	
	シナリオ別導入可能量	－		－	
太陽熱	賦存量	－	－	0.39	億 MJ
	導入ポテンシャル	－		0.39	
	シナリオ別導入可能量	－		0.34	
地中熱	賦存量	－	－	2.93	億 MJ

※1 賦存量

設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出できるエネルギー資源量のうち、現在の技術水準で利用可能なもの

※2 導入ポテンシャル

賦存量のうち、種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いたエネルギー資源量

※3 シナリオ別導入可能量

エネルギーの採取・利用に関する特定の制約条件や年次等を考慮した上で、事業採算性に関する特定の条件を設定した場合に具現化することが期待されるエネルギー資源量。事業採算性は、対象エネルギーごとに建設単価等を設定した上で事業収支シミュレーションを行い、税引き前のプロジェクト内部収益率が一定値以上となるものを集計したもの

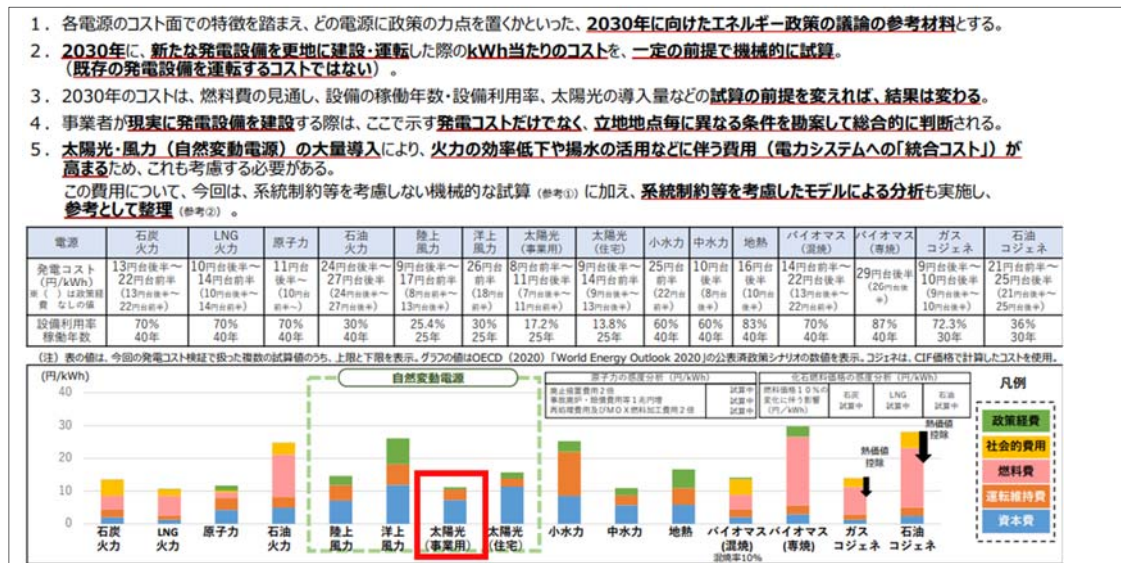
※4 －

現状の REPOS のシステムにおいては算定不可の部分は『－』と表記しています。

(3) 国の再エネ導入方針

国は、2021年6月にエネルギー基本計画の案を提示しており、その中で、発電コストとしては太陽光発電(事業用)が2030年には最も安くなる見込みを提示しています。また、再エネポテンシャル調査においても導入ポテンシャルの高かった太陽光発電を軸にどのように地域に再エネが根ざしていくのか、産業振興と連携していくのかを検討し、普及拡大を図っていくことが再エネ導入戦略としては有効な手段であると考えています。

各発電の発電コストの将来予想(2030年) ※出典)経済産業省、エネルギー基本計画案



(4) 2050年における再エネ導入目標

調査結果を基に、下記の再生可能エネルギーの導入目標を設定します。

再生可能エネルギーの導入目標の設定

部門	電力使用量※1 kWh/年	太陽光 (自家消費) kW	太陽光 (オフサイト)※ kW	風力発電 (オフサイト) kW	合計 kW
産業部門	3,829,280	1,149	383	638	2,170
業務部門	2,410,119	723	241	402	1,366
家庭部門	1,881,035	564	188	314	1,066
運輸部門	4,002,314	1,201	400	667	2,268
合計 kW	12,122,748	3,637	1,212	2,021	6,870

※オフサイトとは、発電事業者(PPA 事業者)が一般送配電を介して、特定の需要家に対して電力を提供する仕組み

3. 省エネ行動計画

家庭、産業・業務、森林活動の部門ごとの省エネ行動計画を表にまとめました。表に記載されたマークは対応するSDGsゴールです。

(1) 家庭での省エネ取り組み

家庭での省エネ取組内容

分 類	内 容		
省エネルギー行動の実践	省エネに関するリーフレットなどを参考にした、省エネ行動の取組		
	スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」を活用して、無駄なエネルギーを使わない		
	ウォームシェア、クールシェア、クールチョイス運動に参加し、省エネルギーの努力		
	自転車や公共交通の利用の努力		
	運転時はエコドライブを心掛ける		
	輸送距離の短い、近隣で採れた農産物、旬の食材を利用		
ごみの減量	マイバッグやマイボトル、過剰包装を断る等、ごみを発生させない消費行動		
	食品ロスや生ごみの減量等、ごみの発生抑制		
	生ごみを出す際は水切りを行うことで、運搬や焼却に要するエネルギーを削減		
	資源とごみの分別		
環境に配慮した様々な活動への参加	環境問題に関心を持ち、環境情報の収集		
	環境学習や環境保全活動等への参加		
	環境に関わる地域活動に参加 (美化・緑化・リサイクル活動等)		

分 類	内 容
環境に配慮した様々な活動への参加	地域の再生可能エネルギーを利活用している小売電気事業者から電力購入 7 再生可能エネルギーを身近に利用できるようにする 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	ESG 投資を踏まえた資産運用 4 真の価値をみんなに 13 気候変動に具体的な対策を
省エネルギー機器の利用や再生可能エネルギーの導入	省エネ型の照明や家電、高効率給湯器への交換など、環境性能の高い機器等の導入 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	エコカー(ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車(FCV)等)の選択 7 再生可能エネルギーを身近に利用できるようにする 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	家電製品の買い替え時には省エネルギーラベルを確認して、地球温暖化への影響が少ない製品選択 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	太陽光発電、太陽熱利用設備や蓄電機器、薪ストーブ等を自宅に設置し、再生可能エネルギーを生活に取り入れる 7 再生可能エネルギーを身近に利用できるようにする 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	家庭用燃料電池の導入 7 再生可能エネルギーを身近に利用できるようにする 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	うちエコ診断の実施 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
住宅の省エネルギー化	新築時・改築時には、省エネルギー住宅、環境配慮型住宅、ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)など、省エネルギー性能の高い住宅となるように努める 7 再生可能エネルギーを身近に利用できるようにする 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	窓の改修・遮熱化、壁面などの断熱化等、建物の断熱化の実施 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、住宅の省エネルギー性能を高める 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	賃貸住宅を選ぶ際は、複層ガラス窓など断熱性に優れた住宅の選択 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を
	HEMS(住宅エネルギー管理システム)を導入して、エネルギーの「見える化」を利用し、住宅でのエネルギー管理を実践 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を

分類	内容
みどり豊かな住まいづくり	敷地内や建物の屋上、壁面の緑化、生垣をつくる等、住宅の緑化の実施
	アサガオ、ヘチマ、ゴーヤ等を育てて、夏の省エネルギーに効果がある緑のカーテンを作る
	新築時・改築時には、敷地内のみどりの保全・創出に努める
	雨水貯留施設・雨水タンクを利用した打ち水・散水を実施

(2) 産業・業務部門での省エネ取り組み

産業・業務部門での省エネ取組内容

分類	内容
省エネルギー行動の実践	省エネに関する情報等を参考にした、省エネ行動の取組
	スマートメーターなどエネルギー消費量の「見える化」を活用して、無駄なエネルギーを使わない
	一定規模以上の事業者は、法令を遵守し、省エネルギー、温室効果ガス排出削減に取り組む
	クールビズ、ウォームビズを推進
	業務における自転車・公共交通の利用を推進
	エコドライブを実践
	環境マネジメントシステムなどの取組を推進

分類	内容		
ごみの減量	製品設計時のごみ減量化・資源化、簡易包装、レジ袋削減、量り売り等、事業活動におけるごみの発生抑制	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	グリーン購入を実践	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	店舗等における資源回収に協力	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
環境に配慮した様々な活動の実践	職場における環境教育を実践	4 質の高い教育を みんなに 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	エコに配慮した新たなサービスの提供など、消費者との理解・協力の上で環境配慮型のビジネスを推進	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	企業の環境報告書やホームページ等を通じて、製品やサービス、事業活動に関わる環境情報の提供	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	クールスポットの開設に協力	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	地域社会の一員として、地域で行われる環境学習や環境保全活動等に積極的に参加・協力	4 質の高い教育を みんなに 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	環境に関わる地域活動に参加（美化・緑化・リサイクル活動等）	4 質の高い教育を みんなに 	12 つくる責任 つかう責任 
省エネルギー機器の利用 や再生可能エネルギーの導入	省エネ型照明や空調設備、高効率給湯器やボイラー等への交換など、高効率で環境性能の高い機器等の導入	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	事業活動には、エコカー（ハイブリッド自動車、電気自動車等）を利用	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 
	業務用空調機器、業務用冷凍・冷蔵機器については、法令に基づいた点検を行い、フロンが漏洩しないようにする	12 つくる責任 つかう責任 	13 気候変動に 具体的な対策を 
	太陽光発電、太陽熱利用設備や蓄電機器等、再生可能エネルギー設備の導入	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 
	地域の再生可能エネルギーを活用して電力販売する小売電気事業者から電力を購入	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 
	業務用・産業用燃料電池の導入	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	12 つくる責任 つかう責任 

分類	内容			
エネルギー管理の実施、 事業所建物の省エネルギー化	建物の建築時・改修時には、省エネルギー型改修や、建物の ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化		7 再生可能エネルギーを最大限に活用する	11 気候変動に具体的な対策を
			12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を
	窓の改修・遮熱化、壁面などの断熱化等、建物の断熱化		11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を
	自然の風や光を活かした通風・採光の確保等により、事業所の建物の省エネルギー性能の向上		11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を
	BEMS(ビルエネルギー管理システム)を導入して、運転管理の最適化		11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を
事業所の緑化	省エネルギー診断やエコチューニングを受けて、施設改修やエネルギー管理の改善		11 気候変動に具体的な対策を	13 気候変動に具体的な対策を
	敷地内や建物の屋上、壁面の緑化等		11 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう
	建物の建築時・増改築時には、敷地内のみどりの保全・創出		11 気候変動に具体的な対策を	15 陸の豊かさも守ろう
	雨水貯留施設・雨水タンクを利用した打ち水・散水		6 安全な水とトイレを世界中に	15 陸の豊かさも守ろう

(3) 森林活動の取り組み

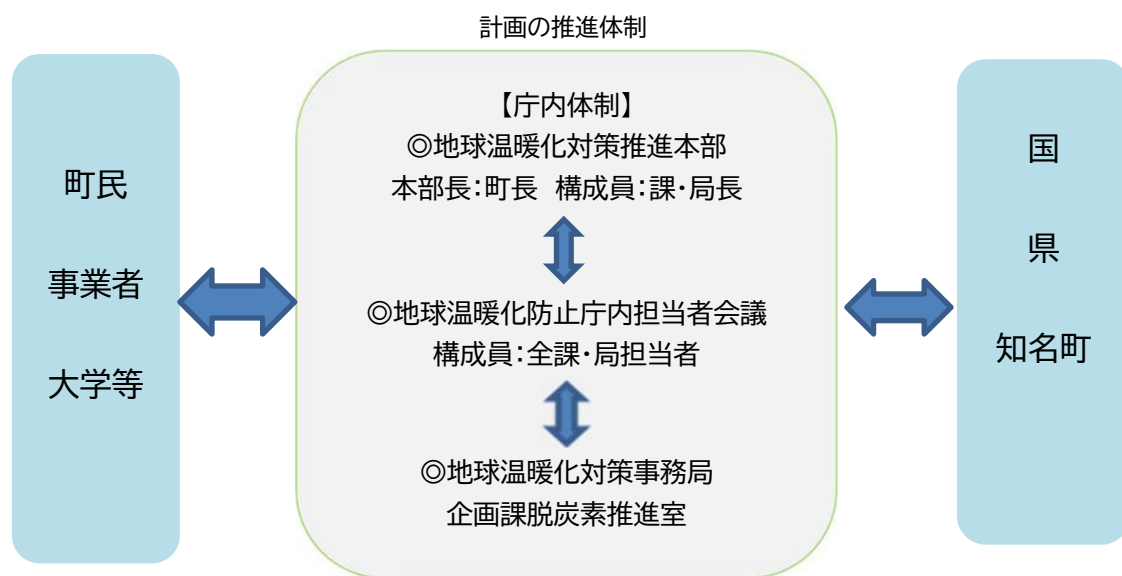
森林活動に伴う CO2 吸収量及び削減効果

分類	内容	効果
整備 7 再生可能エネルギーを最大限に活用する 12 つくる責任 つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさも守ろう	適切な森林経営計画の基で伐採の実施	CO2 吸収量の増加
	広葉樹等の植林の実施	CO2 吸収量の増加
	林地残材・間伐材の地域内利用	未利用資源としての利活用
その他 4 質の高い教育をみんなに 13 気候変動に具体的な対策を	植林・育林を通じた環境学習	—
	生物多様性への配慮	—

第5章 推進体制及び進捗管理

1. 推進体制

町では、区域施策編の推進体制として「地球温暖化対策推進本部」「地球温暖化防止庁内担当国会議」「地球温暖化対策事務局」を設け、横断的な庁内体制のもと計画の着実な実施と進行管理を行います。さらに、町民や事業者、国・県・近隣自治体等と連携・協力し、目標の実現に向け取り組みます。



2. 進捗管理

本計画を確実に推進するため、「地球温暖化対策事務局」が中心となり「地球温暖化対策推進本部」「地球温暖化防止庁内担当国会議」を適宜開催し、計画の進捗管理を行うとともに、町民や事業者へ達成状況等の情報提供を積極的に行う。計画の進捗管理はPDCAサイクルを活用する。

- P** = Plan : (計画)取組計画の策定
- D** = Do : (実行)政策実施
- C** = Check : (点検)評価
- A** = Act : (改善)見直しと改善

本計画の
効果的な推進



脱炭素関係用語集

用語	解説
IPCC	国連気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量がプラスマイナス 0 になることを指します。
賦存量	設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出できるエネルギー資源量のうち、現在の技術水準で利用可能なもの
導入ポテンシャル	賦存量のうち、種々の制約要因(土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等)により利用できないものを除いたエネルギー資源量
シナリオ別導入可能量	エネルギーの採取・利用に関する特定の制約条件や年次等を考慮した上で、事業採算性に関する特定の条件を設定した場合に具現化することが期待されるエネルギー資源量。事業採算性は、対象エネルギーごとに建設単価等を設定した上で事業収支シミュレーションを行い、税引き前のプロジェクト内部収益率が一定値以上となるものを集計したもの
PPA	Power Purchase Agreement(電力販売契約)」の略で、施設所有者が提供する敷地や屋根などのスペースに太陽光発電設備の所有、管理を行う会社(PPA 事業者)が設置した太陽光発電システムで発電された電力をその施設の電力使用者へ有償提供する仕組み
オンサイト PPA	PPA 事業で屋根等に太陽光発電を設置して、電力会社が所有する電線を利用せずに自家消費できるモデル
オフサイト PPA	PPA 事業で空き地等に太陽光発電を設置して、電力会社の電線等を活用して遠隔地に供給するモデル
自営線	電力会社の電線ではなく、自前で電線を所有すること
マイクログリッド	電力会社の電線網ではなく、独自の電線網を構築し、その中で電力融通するモデル
ZEB	Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。
ZEH	Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)とは、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

和泊町地球温暖化防止実行計画 【区域施策編】

発 行 ： 令和6年3月

発行者 ： 和泊町 企画課脱炭素推進室